

国 住 備 第 4 号
国 住 生 第 6 号
国 住 指 第 45 号
平成 21 年 4 月 3 日

日 本 建 築 士 連 合 会 会 長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

住宅生産課長

建築指導課長

住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項並びに第19条の11の3第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）の一部が改正され、住宅の新築、取得又は増改築等を住宅ローンを利用して行った場合の特別控除制度（以下「住宅ローン控除制度」という。）の控除額が大幅に拡充されたこと等に併せて、住宅ローンを利用せずに一定の住宅の新築、取得又は改修工事を行った場合においても、所得税額の特別控除の適用対象となる新たな措置が講じられたところである。

これらの改正に伴い、規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項並びに第19条の11の3第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の一部改正を平成21年国土交通省告示第387号により告示したところであり、こうした制度改正を踏まえ、本通達を定めることにしたので、上記告示により改正された増改築等の

工事に係る証明に関して下記事項に十分留意するよう配意願いたい。

貴職におかれては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知願いたい。

なお、居住者が平成21年4月1日前に法第41条第1項に規定する増改築等、法第41条の3の2第1項に規定する増改築等又は同条第4項に規定する増改築等をした家屋を同各項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1. 住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事は、国内で行われるもので、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記14.以降を参照のこと）。

(1) 第1号工事

令第26条第21項第1号に規定する増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「第1号工事」という。）

(2) 第2号工事

令第26条第21項第2号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（(1)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第2号工事」という。）

- ① 令第26条第21項第2号イに規定する「その区分所有する部分の床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替」（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）
- ② 令第26条第21項第2号イに規定する「その区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替」（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）
- ③ 令第26条第21項第2号ロに規定する「その区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）」（以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。）
- ④ 令第26条第21項第2号ハに規定する「その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限

る。)」(以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。)

(3) 第3号工事

令第26条第21項第3号に規定する家屋((2)の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替((1)又は(2)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第3号工事」という。)

(4) 第4号工事

令第26条第21項第4号に規定する家屋について行う建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替((1)～(3)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第4号工事」という。)

(5) 第5号工事

令第26条第21項第5号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替((1)～(4)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第5号工事」という。)

(6) 第6号工事

令第26条第21項第6号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替((1)～(5)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第6号工事」という。)

※なお、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、国土交通省が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替が対象となる。

2. バリアフリー改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

(1) バリアフリー改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の4第3項に規定する家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度(以下「バリアフリー改修促進税制」という。)の適用対象となる増改築等の工事は、上記1(1)～(6)の工事のうち、令第26条の4第3項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「高齢者等居住改修工事等」という。)を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである(当該証明については、下記14. 以降を参照のこと。)

(2) バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

平成21年度税制改正により新たな措置として講じられた法第41条の19の3第1項に規定するバリアフリー改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「バリアフリー特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、上記(1)に記載する高齢者等居住改修工事等と同様である。

3. 省エネ改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

(1) 省エネ改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の4第7項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定断熱改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合又は令第26条の4第18項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「断熱改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「省エネ改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、それぞれ特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである。なお、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を含む増改築等工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、14.以降を参照のこと。）。

(2) 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

平成21年度税制改正により新たな措置として講じられた省エネ改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「省エネ特定改修工事特別控除制度」という。）適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第9項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「標準断熱改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること及び令第26条の28の5第11項に規定する法第41条の19の3第4項第1号に掲げるエネルギーの使用の合理化に資する改修工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす太陽光利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、14.以降を参照のこと。）。

4. 第1号工事のうち増築に該当するか否かの判断基準について

別棟の建築物について、増築に該当するか否かは次の判断基準に基づいて判断するものとする。

増築に該当する別棟の建築物とは、既存の建築物と一体でなければ生活を営めず、単独では住宅としての機能を有しない建築物をいう。

5. 第2号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

(1) 床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、居住者が行う修繕又は模様替に係る床面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の床の全床面積の過半であることをいう。

(2) 階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、居住者が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

(3) 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替

① 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、居住者が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

② 遮音のための性能を向上させるものとは、新規に次の遮音性能を有する材料を使用し、かつ、そのための適切な施工がなされているものをいう。

イ 石膏ボード

チ 木質セメント板

ロ グラスウール

リ 木片セメント板

ハ 遮音シート

ヌ 吹き付けロックウール

ニ 鉛遮音板

ル 軟質繊維板

ホ 遮音気密防音パッキング

ヲ その他イからルまでに規定する材料

ヘ ロックウール

と同等の遮音性能を有する材料

ト ロックウール吸音板

③ 熱の損失の防止のための性能を向上させるものとは、熱伝達抵抗 R_t を修繕又は模様替の前後についてそれぞれ次式により算定し、従後の値が従前の値に比して高くなるものをいう。

[算 式]

$$R_t = R_o + \sum_n (l_n / \lambda_n) + R_i$$

R_t : 熱伝達抵抗 [$\text{m}^2 \cdot \text{h} \cdot ^\circ\text{C} / \text{kcal}$]

R_o : 外気側表面熱伝達抵抗 [$\text{m}^2 \cdot \text{h} \cdot ^\circ\text{C} / \text{kcal}$]

R_i : 室内側表面熱伝達抵抗 [$\text{m}^2 \cdot \text{h} \cdot ^\circ\text{C} / \text{kcal}$] l_n : 壁の各材料の層の厚さ [m] λ_n : 壁の各材料の熱伝導率 [$\text{kcal} / \text{m} \cdot \text{h} \cdot ^\circ\text{C}$]

6. 第3号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

- (1) 一室とは、原則として、壁又は建具等により囲まれた区画をいうものとするが、当該区画において、以下のいずれかに該当する空間がある場合は、当該空間は異なる室として取り扱うものとする。
 - ① 設計図書等から判断される目的及び床の仕上げが異なる空間
 - ② 設計図書等から判断される目的及び壁の仕上げが異なる空間
- (2) 押入等の収納部分については、建具等を介して接する室に含まれるものとする。
- (3) 居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。
- (4) 床又は壁の「全部」とは、原則として、床にあっては、一室の床の全床面積又は壁の室内に面する壁面の全水平投影長さをいうものとするが、例えば、押入、出窓、床の間等についてのみ修繕又は模様替が行われない場合については、当該一室の床又は壁の全部について修繕又は模様替が行われるものとみなして差し支えない。

7. 第4号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

- (1) 修繕又は模様替を行う家屋について、建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるものであること。
- (2) 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とは、平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいう。

8. 第5号工事又は高齢者等居住改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成19年国土交通省告示第407号（以下「平成19年告示」という。）において、第5号工事及び高齢者等居住改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

第5号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、高齢者等居住改修工事等を行った場合は、バリアフリー改修促進税制における2%の控除率の適用を受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成19年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

なお、高齢者等居住改修工事等には、平成19年告示には直接掲げられていない工事

であっても、平成19年告示に規定する工事（以下「本体工事」という。）が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下「一体工事」という。）を含むこととされており、浴槽の取替えに伴って行う給排水設備の移設、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるもの（ただし、昇降機の設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものを除く。）を高齢者等居住改修工事等の一体工事として取り扱うものとする。

(1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

(2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

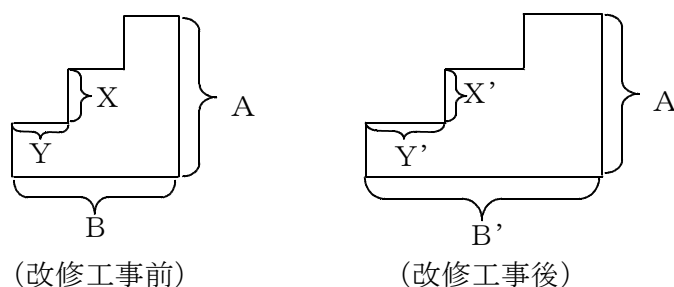
以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

① 改修工事前後の立面断面図で比較する場合

$$X/Y > X'/Y' \quad \text{又は} \quad A/B > A'/B'$$

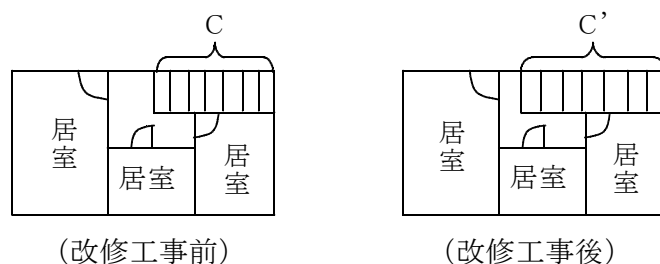
（注）X、X'：踏面の寸法、Y、Y'：けあげの寸法

A、A'：階段の高さ、B、B'：階段の長さ



② 改修工事前後の平面図で比較する場合

$$C < C'$$



(3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね 1.8m^2 以上及び短辺の内法寸法がおおむね $1,200\text{mm}$ 以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④ 高齢者等の身体洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

(4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね $1,300\text{mm}$ 以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね 500mm 以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

② 便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り

替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③ 座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

(5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

(6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

(7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

② 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

(8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

(9) バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用に当たっては、「工事の種別及び内容」の記載については、「第26条の4第3項に規定する改修工事（高齢者等居住改修工事等）」の欄に記載すること。

9. 第6号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成20年国土交通省告示第513号（以下9において「告示」という。）において、第6号工事、断熱改修工事等及び特定断熱改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

第6号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、断熱改修工事等を行った場合は、省エネ改修促進税制における1%の控除率の適用を、特定断熱改修工事等を行った場合は、同税制における2%の控除率の適用を受けることができる。

これらの工事に該当するためには、①居室の全ての窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

なお、工事を行い、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供する場合においては、第6号工事及び断熱改修工事等については、(2)の要件を満たすことを不要とする。

- (1) 改修を行う各部位がいずれも現行の省エネルギー基準（平成11年省エネルギー基準）相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率	建具等の仕様
①窓の断熱性を高める工事等		
イ 窓の断熱性を高める工事 (VI地域を除く。)	告示別表1-1-1の基準値以下	告示別表2-1-1に該当
VI地域 窓の日射遮蔽性を高める工事	夏期日射侵入率 告示別表1-1-2の基準値以下	建具等の仕様 告示別表2-1-2に該当
	熱貫流率	建具等の仕様
ロ 窓の断熱性を相当程度高める工事	告示別表1-2の基準値以下	告示別表2-2の基準値以下
ハ 窓の断熱性を著しく高める工事	告示別表1-3の基準値以下	告示別表2-3の基準値以下
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事	告示別表3の基準値以下	告示別表4-1の基準値以上
③壁の断熱性を高める工事		告示別表4-1の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては告示別表4-2の基準値以上）
④床等の断熱性を高める工事		告示別表4-1の基準値以上

備考

- (i) ①から④までの工事は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分のすべてについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前にすでにこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外を対象部分のすべてについて工事を行った場合は、対象部分のすべてについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事 外気等に接する壁

④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）2(1)から(5)までに掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

- (ii) ①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

- (iii) ②から④までの工事については、告示別表4-1において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表1に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、告示別表4-2において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表2に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

- (iv) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

- (2) 改修後の住宅全体の省エネ性能が以下のとおり上がると認められること。

- ① 平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供する場合の取扱い

※工事を行い、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供し

た場合においては、第6号工事及び断熱改修工事等について本要件を不要とする。

② 第6号工事

住宅ローン控除制度における第6号工事については、改修後の住宅全体の省エネ性能※が現状から一段階相当（例：等級2→等級3、等級3→等級4）以上上がると認められること。

告示第2項に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており（別表3に掲げる地域の区分及び改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級に応じて、改修を行うべき部位の組み合わせが異なる。）、その内容は別表に示す全ての組み合わせである。

※ 省エネ性能について

告示においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における「省エネルギー対策等級」により、改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級を区分している。

- ・ 日本住宅性能表示基準における「省エネルギー対策等級」

省エネルギー対策等級	相当する省エネルギー基準
等級4	平成11年省エネルギー基準 ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）
等級3	平成4年省エネルギー基準 ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通商産業省・建設省告示第2号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成4年建設省告示第451号）
等級2	昭和55年省エネルギー基準 ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（昭和55年通商産業省・建設省告示第1号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（昭和55年建設省告示第195号）
等級1	昭和55年省エネルギー基準に満たないもの

※ 昭和55年省エネルギー基準及び平成4年省エネルギー基準は、現在廃止されている。

③ 断熱改修工事等

省エネ改修促進税制における断熱改修工事等については、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当（例：等級2→等級3）以上上がると認められること。（④に該当するものを除く。）

告示第3項に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており、その内容は別表4における「改修後の省エネ性能」が「等級2」及び「等級3」である組み合わせである。

④ 特定断熱改修工事等

省エネ改修促進税制における特定断熱改修工事等については、改修後の住宅全体

の省エネ性能が現行の省エネルギー基準（平成11年省エネルギー基準）相当となると認められること。

告示第3項に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており、その内容は別表4における「改修後の省エネ性能」が「等級4」である組み合わせである。

10. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

(1) 標準断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

平成21年国土交通省告示第379号（以下12において「告示」という。）において、標準断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、①居室の全ての窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の表の要件を満たす工事を行う必要がある。

	熱貫流率	建具等の仕様
①窓の断熱性を高める工事等		
窓の断熱性を高める工事 (VI地域を除く。)	告示別表1-1の基準値以下	告示別表1-2に該当
VI地域	夏期日射侵入率	建具等の仕様
窓の日射遮蔽性を高める工事	告示別表2-1の基準値以下	告示別表2-2に該当
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事	告示別表3の基準値以下	告示別表4-1の基準値以上
③壁の断熱性を高める工事		告示別表4-1の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては告示別表4-2の基準値以上）
④床等の断熱性を高める工事		告示別表4-1の基準値以上

備考

- (i) ①から④までの工事は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分のすべてについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前にすでにこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分のすべてについて工事を行った場合は、対象部分のすべてについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体

となった窓を含む。)

②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事 外気等に接する壁

④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等を含む。)

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針2(1)から(5)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(ii) ①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

(iii) ②から④までの工事については、告示別表5-1において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表1に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、告示別表4-2において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表2に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(iv) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

(2) 太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

① 太陽光発電設備

平成21年度経済産業省告示第68号において、太陽光発電設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表10-1に掲げる機器であり、当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であるもので、以下の条件を満たすものである。

(i) 当該太陽電池モジュールの変換効率（太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。）が、表10-2の左欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該右欄に定める値以上であるもの。

(ii) 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を財団法人電気安全環境研究所から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等

以上の性能及び安全性を有するもの

- (iii) 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が製造事業者（太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下この号において同じ。）によって出荷後10年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者（太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。）が実施する体制を整備しているもの

なお、(i)～(iii)の条件を満たす太陽電池モジュールの型式は太陽光発電普及拡大センターのHP（<http://www.j-pec.or.jp/>）の適合機種一覧に掲載されているので、証明の際は参考とされたい。

表10-1 太陽光発電設備の機器概要

機器名	概要
太陽電池モジュール	複数のセル（太陽電池の最小単位）で構成されたユニットで、太陽光エネルギーを直接電気エネルギー（直流）に変換するパネル。
架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定するもの。
パワーコンディショナ {インバータ（制御装置、 直交変換装置）、保護装 置}	太陽電池で発電した直流の電気を、電力会社が供給する電気と同じ交流に変換するためのもの。システム全体の運転を自動管理する。
接続箱	太陽電池からのケーブルを集めるためのボックス。電気の逆流を防止すると共に、サージ（短い時間、過電圧（定格以上の電圧がかかる電圧異常）の状態になること。）を吸収する機能がある。
直流側開閉器	システムの点検時に太陽電池出力とシステムを遮断するためのもの。 通常、接続箱に内蔵されている。
交流側開閉器	インバータから出力された交流電流と商用電流を遮断するためのもの。
余剰電力販売用電力量計	太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力量を計量するメーター。

表10-2 太陽電池モジュールの種類毎の変換効率の値

太陽電池モジュールの種類	変換効率の値
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

② 特殊工事

太陽光発電設備を設置する際に、表10-3のとおり特殊な工事が必要となる場合は、その工事に要した費用を税額控除の対象限度額に含めることができる。なお、当該特殊工事に該当するか否かについては、施工業者の判断により、当該特殊工事を施工することが必要と認められ、かつ施工写真等で当該特殊工事を施工したことが証明できるものを対象とする。

(i) 安全対策工事

太陽光発電工事のために設置された自立の足場であることが写真等により確認できること。(可動式のローリングタワーや高所作業車は対象外)

(ii) 陸屋根防水基礎工事

- ・ 架台の基礎を設置するため、防水シート（又は防水層）を貫通した穴をあけ、その補修のために防水工事を施した跡が写真等により確認できること。
- ・ 穴あけ工事、基礎設置、防水工事の各プロセスが写真等により確認できること。

(iii) 積雪対策工事

- ・ 対荷重強化のために追加された部材が写真中に分かりやすく表記されていること。
- ・ 追加部材の詳細が写真だけでは判断つかない場合（鋼材のサイズ・肉厚強化など）は、適宜、スペックシートなどを添付し、標準品との差を明確に確認できるかをチェックすること。

※1 架台全体写真に加え、補強された架台の近接写真も確認すること。

※2 太陽電池モジュールのフレーム補強も積雪対策工事対象となる。

(iv) 塩害対策工事

塩害対策として施工された部分の近接写真により、当該塩害対策工事内容が写真等により確認できること。

(v) 幹線増強工事

分電盤、引込線共に、工事前の単相2線式と工事後の単相3線式の写真が添付されていること。

表10-3 特殊工事一覧

特殊工事の種類	工事概要
(i)安全対策工事	急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。
(ii)陸屋根防水基礎工事	陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。
(iii)積雪対策工事	太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐

	力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。
(iv) 塩害対策工事	太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。
(v) 幹線増強工事	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。

上記①及び②に該当する設備の取替え又は取付けに係る工事が、太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当する。なお、増改築等工事証明書の「第26条の28の5第1項に規定する設備の取替え又は取付け」の欄には、当該太陽光発電設備設置工事を行った場合に限り記載すること。

11. バリアフリー特定改修工事特別控除制度及び省エネ特定改修工事特別控除制度における標準的な費用の額の算定について

バリアフリー特定改修工事特別控除制度における控除額は、法第41条の19の3第1項第1号の規定に基づき、高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又は高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（当該金額が200万円を超える場合には、200万円）の10%に相当する金額とされ、省エネ改修工事については、同項第2号の規定に基づき、一般断熱改修工事等に要した費用の額又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（当該金額が200万円を超える場合には、200万円。併せて、太陽光発電設備を設置する場合は300万円）の10%に相当する金額とされている。

当該高齢者等居住改修工事等及び一般断熱改修工事等の標準的な費用の額の算定に当たっての留意事項は以下のとおり。

(1) 高齢者等居住改修工事等

法第41条の19の3第1項第1号ロに規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成21年国土交通省告示第384号）に基づき、以下の表の左欄の高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とし、当該金額には補助金等の額を控除することは要しない。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

平成19年告示1に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張	177,900円	当該工事の施工面積（単位㎡）
---------------------------	----------	----------------

するもの		
平成19年告示1に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	192,700円	当該工事の箇所数
平成19年告示2に掲げる工事	618,900円	当該工事の箇所数
平成19年告示3イに掲げる工事	479,400円	当該工事の施工面積(単位㎡)
平成19年告示3ロに掲げる工事	503,500円	当該工事の箇所数
平成19年告示3ハに掲げる工事	27,300円	当該工事の箇所数
平成19年告示3ニに掲げる工事	56,900円	当該工事の箇所数
平成19年告示4イに掲げる工事	272,700円	当該工事の施工面積(単位㎡)
平成19年告示4ロに掲げる工事	348,500円	当該工事の箇所数
平成19年告示4ハに掲げる工事	318,300円	当該工事の箇所数
平成19年告示5に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	19,300円	当該手すりの長さ(単位m)
平成19年告示5に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	34,500円	当該工事の箇所数
平成19年告示6に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という。)	43,000円	当該工事の箇所数
平成19年告示6に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という。)	93,300円	当該工事の施工面積(単位㎡)
平成19年告示6に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	36,900円	当該工事の施工面積(単位㎡)
平成19年告示7イに掲げる工事	151,100円	当該工事の箇所数
平成19年告示7ロに掲げる工事	14,100円	当該工事の箇所数
平成19年告示7ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	453,900円	当該工事の箇所数
平成19年告示7ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	136,100円	当該工事の箇所数
平成19年告示7ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	27,600円	当該工事の箇所数
平成19年告示8に掲げる工事	20,700円	当該工事の施工面積(単位㎡)

なお、左欄に掲げる工事は、上記8と同様に本体工事のみならず、一体工事を含むものである。

(2) 一般断熱改修工事等

租税特別措置法施行令第26条の28の5第7項の規定に基づき、国土交通大臣又は経

済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める件（平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号）に規定されている。

法第41条の19の3第1項第2号ロに規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、標準断熱改修工事等の標準的な費用の額については、次の表の左欄に掲げる工事の種別及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、標準断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た額（当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該標準断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の居住者がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該標準断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

エネルギーの使用の合理化に資する改修工事及び地域の区分	金額（㎡あたり）
平成21年国土交通省告示第379号（以下単に「告示」という。）に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、ガラス交換（Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域）	6,600円
告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（Ⅰ及びⅡ地域）	12,000円
告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域）	8,000円
告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域）	19,600円
告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（Ⅳ及びⅤ地域）	16,000円
告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（ⅠからⅥ地域まで）	2,500円
告示に規定する壁の断熱性を高める工事（ⅠからⅥ地域まで）	18,000円
告示に規定する床等の断熱性を高める工事（Ⅰ及びⅡ地域）	5,000円
告示に規定する床等の断熱性を高める工事（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域）	4,000円

法第41条の19の3第1項第2号ロに規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、太陽光発電設備設置工事の標準的な費用の額については、標準断熱改修工事等の費用に表11-1の金額（表11-2に掲げる(i)から(iv)の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額）に当該太陽光発電設

備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額（表11-2(v)の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に105,000円を加算した金額）を加算した金額となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の居住者がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

なお、増改築等工事証明書3の一般断熱改修工事等について記載する際には、太陽光発電設備設置工事の費用の額及び標準的な工事費用相当額を含めて記載すること。

表11-1 標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額

工事の内容	金額（kW当り）
太陽光発電設備の設置	735,000円

表11-2 特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	金額
(i) 安全対策工事	31,500円/kW
(ii) 陸屋根防水基礎工事	52,500円/kW
(iii) 積雪対策工事	31,500円/kW
(iv) 塩害対策工事	10,500円/kW
(v) 幹線増強工事	105,000円/件

12. バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる者

バリアフリー改修促進税制の適用を受けられる者は、次のいずれかに該当する者である。

- ① 50歳以上の居住者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている居住者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている居住者
- ④ 所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者に該当する居住者
- ⑤ 居住者の親族（当該親族が65歳以上である者又は②～④のいずれかに該当する者である場合に限る。）と同居を常況としている者

（注）①及び⑤の年齢に係る判定は、改修工事が完了し居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」という。）の12月31日の年齢によるものとされ、また、⑤の同居に係る判定は、居住年の12月31日の現況によるものとされている。

13. バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

- (1) バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用に係

る工事費要件

バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、高齢者等居住改修工事等の費用の額から、補助金等（高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）、介護保険法に基づいて給付される居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額が30万円を超える場合である。

上記「補助金等」については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

また、同一の補助制度に基づいて高齢者等居住改修工事等を含めた住宅の改修に関する工事に対する補助金等の交付が行われている場合には、当該補助金等の全額が上記「補助金等」に該当する。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

(2) 省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等及び一般断熱改修工事等に要した費用の額が30万円を超える場合である。当該費用の額の算出に当たっては、バリアフリー改修促進税制と異なり、補助金等の額を控除することを要しない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、省エネ改修工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

※なお、省エネ改修促進税制の適用対象となる断熱改修工事等の範囲は、平成21年4月1日から平成22年12月31日までに居住の用に供した場合とそれ以外の間に居住の用に供した場合で異なることに留意する。

14. 証明主体について

増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度、バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築

物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。)

- ② 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

15. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる増改築等の工事は、1(1)に掲げる工事のうち建築基準法第6条に規定する確認を要するもの以外のもの並びに1(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)並びに2並びに3に掲げる工事である。

なお、建築士等は、申請者がバリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度並びに省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、13の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

16. 建築士等の証明手続

(1) 15に記載する工事に共通する証明手続

(i) 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる増改築等の工事に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

- ① 増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書
- ② 工事請負契約書
- ③ 設計図書その他設計に関する書類（第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

(ii) 証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、(i)②及び(i)(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、(i)①から③までに掲げる書類（(i)(注)イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認めた場合には、告示別表に掲げる増改築等工事証明書（以下「証明書」という。）に証明を行った建築士の免許証の写しを添えて申請者に交付するものとする。

(iii) 証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

(2) バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修特別控除制度の適用に係る工

工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者がバリアフリー改修促進税制の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、13の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

- ① 工事費内訳書その他の高齢者等居住改修工事等の費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類
- ② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受けている場合に限る。）
- ③ 住宅改修費支給額決定通知書その他の住宅改修費の給付額を証する書類（住宅改修費の給付を受けている場合に限る。）

なお、②及び③について、申請者が補助金等の交付又は住宅改修費の給付を受けていない場合は、補助金等の交付又は住宅改修費の給付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

- (3) 省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の費用の額を証する書類又はその写しによって、工事費要件（断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等に要した費用の額が30万円を超えること）を満たすか否かにつき確認を行い、また、当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、当該増改築等の工事の全体の費用の額を確認することとする。

また、省エネ特定改修工事特別控除制度を適用する場合において、対象となる家屋が区分所有建物であるときは、申請者が負担した費用の額を確認できる書類によって、当該額を確認することとする。具体的には、区分所有建物において修繕積立金から支出する場合は、当該改修工事の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の区分所有者の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合は、当該改修工事の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の区分所有者負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）によって確認することとする。

- (4) 第6号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等における改修前の住宅が相当する省エネルギー対策等級の確認

※第6号工事、断熱改修工事等を行い、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供する場合は、当該確認は不要とする。

第6号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等については、改修前の住宅が相当する省エネルギー対策等級に応じ対象工事が異なるため、改修前の住宅が相当する省エネルギー対策等級の確認を行う必要がある。

建築士等は、(1) の証明を行うに当たり、改修前の居室の窓の性能が等級 4 に相当していないことを写真等（必要に応じて現地調査）により確認した上で、次のいずれかの方法により、改修前の住宅が相当する省エネルギー対策等級の確認を行うものとする。

(i) 建設住宅性能評価書の確認

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書が交付された住宅にあっては、当該評価書に表示された省エネルギー対策等級とする。

(ii) 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の融資関係書類の確認

旧住宅金融公庫融資を受けた住宅のうち、別表 5－1 に基づき帳票類が確認できるものにあっては、それぞれ対応する省エネルギー対策等級とする。

(iii) 設計図書の確認

設計図書がある場合は、断面詳細図等から、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等の各部位において施工されている断熱材の種別及び厚さを確認し、改修前の住宅の性能を詳細に把握した上で、どの省エネルギー対策等級に対応しているかを照合し、対応する省エネルギー対策等級とする。

(iv) 現地調査による確認

(i) から (iii) によって確認することができない場合は、現地調査により、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等（地域の区分が V 地域又は VI 地域である場合にあっては天井等のみ）における断熱材の施工について、スイッチ、コンセント等目視しやすい所を各部位ごとに 1 箇所ずつ（外壁にあっては異なる方位について 2 箇所）確認し、確認した箇所の全てにおいて断熱材の施工が認められる場合は等級 2、その他の場合は等級 1 とする。

17. 証明書の記載事項についての留意点

(1) 工事の内容の欄には、

イ 工事を行った家屋の部分

ロ 工事面積

ハ 工法

ニ 1 (2)④の工事にあっては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ 1 (2)④の工事にあっては、修繕又は模様替を行う前及び行った後の熱伝達抵抗 R_t の値

ヘ 1 (4)の工事にあっては、耐震改修工事の内容

ト 1 (5)、2 の工事にあっては、バリアフリー改修工事の内容

チ 1 (6)、3 の工事にあっては、省エネ改修工事の内容

等について当該工事が令第26条第21項第1号、同項第2号、同項第3号、同項第4号、同項第5号若しくは同項第6号、令第26条の4第3項、同条第7項、同条第18項、第26条の28の5第9項又は同条第11項に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

(2) 上記13(1)の工事費要件を満たす高齢者等居住改修工事等を行った場合は、法第41条

の3の2第1項又は法第41条の19の3第1項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

- (3) 上記13(2)の工事費要件を満たす断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等を行った場合（(2)に該当する場合を除く。）は、法第41条の3の2第4項に規定する増改築等又は法第41条の19の3第4項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

また、法第41条の19の3第4項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、当該改修工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額となることに留意する。

- (4) 当該証明書の発行に当たっては、当該増改築等工事の時点においては、申請者が、どの制度に基づき、当該税額控除を受けるか定かではない場合が考えられる。

この場合、証明主体が申請者の要望に応じ、当該証明書に複数項目を記載して証明を行うようにすることとする。

18. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

別表 1 地域別断熱材の必要厚さ

(Ⅰ 地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位	断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	190	180	165	145	125	105	80
		壁	2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90
			その他	2.2	115	110	100	90	75	65
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
			その他	0.5	30	25	25	20	20	15
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	160	150	135	120	105	85	70
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65
			その他							
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
			その他	0.5	30	25	25	20	20	15
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95
				5.2	275	260	235	210	180	150
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
			その他	1.2	65	60	55	50	45	35
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105
				4.2	220	210	190	170	145	120
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90
			その他	3.1	165	155	140	125	110	90
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160
				2.9	155	145	135	120	100	85
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110
			その他							
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35

(Ⅱ 地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位	断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	2.7	145	135	125	110	95	80	60
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75
			その他	1.8	95	90	85	75	65	55
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40
			その他	0.4	25	20	20	20	15	10
	外断熱工法	屋根又は天井	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		床	外気に接する部分	1.8	95	90	85	75	65	55
			その他							
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40
			その他	0.4	25	20	20	20	15	10
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65
				5.2	275	260	235	210	180	150
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65
				4.2	220	210	190	170	145	120
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90
			その他	3.1	165	155	140	125	110	90
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115
				1.7	90	85	80	70	60	50
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110
			その他							
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35

(Ⅲ, Ⅳ, Ⅴ地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他	0.2	15	10	10	10	10	10	5
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
			その他								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他	0.2	15	10	10	10	10	10	5
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160
天井	4.0				210	200	180	160	140	115	90
壁				2.3	120	115	105	95	80	65	55
床	外気に接する部分			3.1	165	155	140	125	110	90	70
	その他			2.0	105	100	90	80	70	60	45
土間床等の外周部	外気に接する部分			1.7	90	85	80	70	60	50	40
	その他の部分			0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

(Ⅵ地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		断熱材 の熱抵抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		0.3	20	15	15	15	15	10	10
		床	外気に接する部分								
			その他								
		土間床等の外周部	外気に接する部分								
			その他								
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.3	20	15	15	15	15	10	10
		床	外気に接する部分								
			その他								
土間床等の外周部		外気に接する部分									
		その他									
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分								
			その他								
		土間床等の外周部	外気に接する部分								
			その他								
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160
天井	4.0				210	200	180	160	140	115	90
壁				2.3	120	115	105	95	80	65	55
床	外気に接する部分										
	その他										
土間床等の外周部	外気に接する部分										
	その他の部分										
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分								
			その他								
		土間床等の外周部	外気に接する部分								
			その他の部分								

※ 断熱材の厚さ欄中A-1～Fは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール(施工密度13K、18K)	D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	タタミボード(15mm)		高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A級インシュレーションボード(9mm)		A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	シーリングボード(9mm)		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	吹込用ロックウール断熱材 25K		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当		A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号		A種フェノールフォーム保温板2種2号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号	E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	高性能グラスウール断熱材 16K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	高性能グラスウール断熱材 24K相当		A種フェノールフォーム保温板2種3号
	高性能グラスウール断熱材 32K相当	F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当		A種フェノールフォーム保温板1種2号
	住宅用ロックウール断熱材(マット)		
	ロックウール断熱材(フェルト)		
	ロックウール断熱材(ボード)		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号		
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種		
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3		
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種		
	A種フェノールフォーム保温板2種1号		
	A種フェノールフォーム保温板3種1号		
	A種フェノールフォーム保温板3種2号		
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K		
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K		
	吹込用ロックウール断熱材 65K相当		

別表 2 地域別断熱材の必要厚さ

(鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法)

(Ⅰ 地域)

住宅の 種類	外装材の 熱抵抗	部位	一般部断熱層を 貫通する金属部 材の有無	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル) 必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56 以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	115	110	100	85	75	60	50
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							
	0.15 以上 0.56 未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	130	125	110	100	85	70	55
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	60	55	50	45	40	35	25
			無							
	0.15 未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	160	150	135	120	105	85	70
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	75	75	65	60	50	45	35
			無							

(Ⅱ 地域)

住宅の 種類	外装材の 熱抵抗	部位	一般部断熱層を 貫通する金属部 材の有無	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル) 必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56 以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15 以上 0.56 未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	45	45	40	35	30	25	20
			無	45	45	40	35	30	25	20
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15 未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	70	65	60	55	45	40	30
			無	70	65	60	55	45	40	40
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

(Ⅲ, Ⅳ, Ⅴ, Ⅵ地域)

住宅の 種類	外装材の 熱抵抗	部位	一般部断熱層を 貫通する金属部 材の有無	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル) 必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56 以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	5	5	5	5	5	5	5
			無	5	5	5	5	5	5	5
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15 以上 0.56 未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	20	20	15	15	15	10	10
			無	20	20	15	15	15	10	10
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層	有	30	25	25	20	20	15	15

		を貫通する金属部材	無							
0.15 未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15	
		無	35	35	30	30	25	20	15	
	一般部	有	120	115	100	90	80	65	50	
		無	90	90	80	70	60	50	40	
	一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20	
		無								

別表 3 改修を行うべき部位の組み合わせ

地域の区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県

1	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅰ地域に区分されるものとする。 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
2	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅱ地域に区分されるものとする。 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。） 山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村 栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。） 群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。） 新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町 山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。） 長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小

	布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。	
青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
岩手県	宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）、
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
東京都	奥多摩町
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）、
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）、
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）、
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世

	羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）
4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅳ地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅴ地域に区分されるものとする。	
茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表４ 改修を行うべき部位の組み合わせ

(Ⅰ地域)		第 6 号 工 事		
		断熱改修工事等（控除率 1 %）		特定断熱改修工事等（控除率 2 %）
		改修後の省エネ性能		
		等級 2	等級 3	等級 4
改修前 の省エ ネ性能	等級 1	窓①[1]・天井[4]・床[6] ・壁[5]	—	窓②[2]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 2		窓①[1]・天井[4]・床[6] ・壁[5]	窓②[2]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 3			窓②[2]

(Ⅱ地域)		改修後の省エネ性能		
		等級 2	等級 3	等級 4
改修前 の省エ ネ性能	等級 1	窓①[1]・天井[4]・床[6] ・壁[5]	—	窓②[2]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 2		窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6] 窓①[1]・天井[4]・床[6]	窓②[2]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 3			窓②[2] 窓①[1]・天井[4] 窓①[1]・床[6]

(Ⅲ地域)		改修後の省エネ性能		
		等級 2	等級 3	等級 4
改修前 の省エ ネ性能	等級 1	窓②[2]・天井[4]・床[6]	—	窓③[3]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 2		窓③[3] 窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6] 窓①[1]・天井[4]・床[6]	窓③[3]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 3			窓②[2] 窓①[1]・天井[4]

(Ⅳ地域)		改修後の省エネ性能		
		等級 2	等級 3	等級 4
改修前 の省エ ネ性能	等級 1	窓③[3]・天井[4] 窓②[2]・天井[4]・床[6]	—	窓③[3]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 2		窓③[3] 窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6]	窓③[3]・天井[4]・床[6] ・壁[5]
	等級 3			窓③[3] 窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6]

(V地域)

		改修後の省エネ性能		
		等級 2	等級 3	等級 4
改修前 の省エ ネ性能	等級 1	窓② [2]	—	窓③ [3]・天井 [4]・床 [6] ・壁 [5]
		窓① [1]・天井 [4]		
		窓① [1]・床 [6]		
	等級 2		窓③ [3]・天井 [4]・床 [6] 窓① [1]・天井 [4]・床 [6] ・壁 [5]	窓② [2]・天井 [4]・床 [6] ・壁 [5]
	等級 3			窓③ [3]・天井 [4]・床 [6] 窓② [2]・天井 [4]・床 [6] ・壁 [5]

(VI地域)

		改修後の省エネ性能		
		等級 2	等級 3	等級 4
改修前 の省エ ネ性能	等級 1	窓 [1]・天井 [4]	—	窓 [1]・天井 [4]・壁 [5]
	等級 2		窓 [1]・天井 [4]	窓 [1]・天井 [4]・壁 [5]
	等級 3			窓 [1]・壁 [5]

※ 1 [] 内の数字は、平成 21 年国土交通省告示第387号別表（増改築等工事証明書）中、「第 6 号工事」の欄、「第26条の 4 第 7 項に規定する改修工事（特定断熱改修工事等）」の欄及び「第26条の 4 第18項に規定する改修工事（断熱改修工事等）」の欄における工事の種別の番号に対応している。

※ 2 I 地域から V 地域において、「窓① [1]」は 9 (1) の表の①イの工事を、「窓② [2]」は同表の①ロの工事を、「窓③ [3]」は同表の①ハの工事を、「天井 [4]」は 9 (1) の表の②の工事を、「壁 [5]」は 9 (1) の表の③の工事を、「床 [6]」は 9 (1) の表の④の工事をいう。

※ 3 VI 地域において、「窓 [1]」は、9 (1) の表の①の「VI 地域」における工事をいう。

※ 4 「天井 [4]」は 9 (1) の表の②の工事を、「壁 [5]」は 9 (1) の表の③の工事を、「床 [6]」は 9 (1) の表の④の工事をいう。

※ 5 「壁 [5]」を含まない工事については、「天井 [4]」又は「床 [6]」（「天井 [4]」及び「床 [6]」の両方を含む工事については「天井 [4]」又は「床 [6]」のいずれか一方）を「壁 [5]」に読み替えることができる。

※ 6 表中の各組み合わせと併せて、当該組み合わせにない「天井 [4]」、「壁 [5]」又は「床 [6]」の工事を行うことができる。

別表５－１ 旧住宅金融公庫融資物件に係る省エネルギー対策等級の対応

融資申込年度	等級２相当	等級３相当
昭和55年度～63年度	断熱構造化工事割増融資	
平成元年度	公庫融資の要件（別表４－２に掲げる地域については、断熱構造化工事割増融資を利用したものに限る。）	
平成２年度～平成３年度	公庫融資の要件	
平成４年度～平成８年９月		省エネルギー断熱工事割増融資
平成８年10月～平成10年度		次のいずれか ① 省エネルギー断熱工事割増融資 ② 基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成11年度～18年度		次のいずれか ① 省エネルギー住宅工事（一般型）割増融資 ② 基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）

※１ 上表を適用できるのは旧住宅金融公庫融資住宅のうち、融資種別が次のもの

一般個人新築住宅・建売住宅・団地住宅（公社分譲・優良分譲）

※２ 確認する帳票類は、次のものとする。

設計審査に関する通知書・現場審査に関する通知書

適格認定に関する通知書（建売住宅の場合に限る）

募集パンフレット（団地住宅の場合に限る）

※３ 別表５－３に掲げる地域に存する住宅のうち、平成13年度までに借入申込があった物件については、上表を適用できない。

別表５－２ 平成２年度から断熱工事が住宅金融公庫融資の要件となった県

富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別表５－３ 断熱地域区分について、現基準よりも緩和側で異なっていた地域（平成13年度まで）

下記の地域に存する住宅で、平成13年度までに旧住宅金融公庫融資の申込を行った物件については、早見表のみでは所要の省エネルギー性能（等級２相当及び等級３相当）の有無を判断することはできない。

- ① 過去は断熱地域区分が「Ⅱ地域」であったが、現在では「Ⅰ地域」となっている地域
- 青 森 県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
- 岩 手 県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

② 過去は断熱地域区分が「Ⅲ地域」であったが、現在では「Ⅱ地域」となっている地域

- 宮 城 県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
- 山 形 県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
- 福 島 県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
- 栃 木 県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
- 群 馬 県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
- 新 潟 県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
- 山 梨 県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)
- 長 野 県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
- 岐 阜 県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

③ 過去は断熱地域区分が「Ⅳ地域」であったが、現在では「Ⅲ地域」となっている地域

- 埼 玉 県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
- 東 京 都 奥多摩町
- 愛 知 県 豊田市(旧稲武町に限る。)
- 兵 庫 県 養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
- 奈 良 県 奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
- 和歌山県 かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
- 鳥 取 県 倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
- 島 根 県 奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
- 岡 山 県 津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
- 広 島 県 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町

徳 島 県 三好市(旧東祖谷山村に限る。)

高 知 県 いの町(旧本川村に限る。)

④ 過去は断熱地域区分が「Ⅴ地域」であったが、現在では「Ⅳ地域」となっている地域

宮 崎 県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、
えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五
ヶ瀬町

鹿児島県 大口市、曽於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、
菱刈町、湧水町

※ 備考 イ 上に掲げる区域は平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。

ロ 括弧内に記載する区域は平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたもの
とする。